

## 第 38 回 年金記録回復委員会 (H24. 9. 6) 議事録

1 日 時 平成 24 年 9 月 6 日 (木) 18:00~19:30

2 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

### 3 出席者

(委員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、松田理事、喜入理事、中野理事、吉野審議役 ほか

(厚生労働省) 中村事業管理課長、尾崎年金記録回復室長

### 4 議事録

(磯村委員長)

それでは時間になりましたので、第 38 回の年金記録回復委員会を始めたいと思います。今日は駒村委員が欠席、三木委員が 10 分ほど遅れてお越しになります。その他の方はおそろいです。政務三役はそれぞれご都合がありご参加いただけないようです。それでは、予定に従い議事を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

(尾崎年金記録回復室長)

それでは、第 38 回の年金記録回復委員会ということで、ご審議の程よろしく申し上げます。本日、年金管理審議官と事業企画課長が別の公務に出ており、急遽欠席となりますのでよろしく申し上げます。

本日の議題として、資料 1 から資料 5 まで 5 つの議題をご用意させていただきましたので、この順番に沿ってご審議いただければと考えております。

まず、毎回お出ししております資料 1 の「記録問題の全体構図と本日の議題」について簡単にご説明させていただきます。赤い文字の部分が本日の議題で、方針などについて概ねご審議いただいたものを「<済>」という形で記載しております。「3) 紙台帳などとコンピュータ記録との突合せによる年金記録の回復」につきましては、前回の年金記録回復委員会で方針等についてご審議いただきましたが、本日は資料 5 で定例の進捗状況をご報告させていただきます。資料 4 では「気になる記録の確認キャンペーン」ということで「①残る未解明記録への確認の“一斉呼びかけ”」の在り方については、モデル事業を日本年金機構で実施していましたので、その状況をご報告します。6) の「※資格期間の遡及訂正事案」はこれまで宿題として残っていた事案ですが、資料 2 としてご用意しております。その下の「再発防止策」の「事業主による本人確認強化」に

つきましては、資料3で本人確認の徹底の方針についてご説明します。このような形でご審議を進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何か本件でご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

最初から恐縮ですが、私から1つだけ確認です。おかげ様で大分<済>のテーマが増えてきて大変ありがたいのですが、「再発防止策」の中に「共済記録の整備」という項目がございます。この項目は以前から「やるぞ、やるぞ」というお話でした。確か日本年金機構が各共済組合からそれぞれ記録の提供を受け、日本年金機構として一緒にお客様にお話ができるようにしたい、ということだったように記憶しておりますが、どうなりましたか。来年1月から始まる「気になる記録の確認キャンペーン」や「ねんきんネット」で確認していただくお客様への利便を考えると、なるべく早くご準備を願った方がよいように思います。相手のあることですからどうかと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

(尾崎年金記録回復室長)

議題の関係ですので、事務局からお答えします。「再発防止策」については、ほとんどご審議をいただき<済>としておりますが、「共済記録の整備」はまだ残っております。今、磯村委員長からお話しがございました通り、各共済組合から記録の提供を受け、日本年金機構で作業を進めております。その作業を進めていく中で、作業の現状や課題・対応方針等について、関係省庁や各共済組合との打ち合わせの場をセットし、年金局が中心になり日本年金機構や関係者を交え議論を進めています。本日、磯村委員長から「次回の委員会です」というご指摘があったことを関係省庁にも伝え、できるだけ早く本委員会でご説明したいと考えております。よろしくお願いいたします。

(磯村委員長)

委員の皆さん、そのような状況とのことですので、次回になるかどうか楽しみにしておきたいと思っております。ありがとうございました。

続いて次の議事をお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

資料2ということで、「資格喪失日の遡及訂正事案の調査結果と対応案」について、分厚い資料と1枚物の資料と2種類ご用意しております。先に、日本年金機構の柳樂部長と私からご説明させていただき、資料一体でご審議いただければと思います。まず、柳樂部長からご説明します。

(日本年金機構柳樂事業企画部長)

分厚い方の資料でご説明します。資格喪失日の遡及訂正事案について調査・分析を行い、それを踏まえ年金記録回復促進のための対応案を考えました。詳細には、参考1として日本年金機構と年金局で検討した資料と、参考2として第三者委員会で調査・分析していただいた結果が資料として付いております。サマリーとして1ページ目から7ページ目まで要点をまとめておりますので、それに沿いご説明させていただきます。

1ページ目に調査の趣旨が記載しておりますが、その前に遡及訂正事案のおさらいを簡単にご説明したいと思います。遡及訂正事案は大きく分けて2種類ございます。1つは標準報酬月額、給料の額を遡及訂正したもの、もう1つは資格喪失日、いつからいつまで被保険者の資格があったかを訂正したものです。

1つ目の標準報酬月額の遡及訂正については、平成19年の時点でそういう事案があることが第三者委員会での審議の過程で分かりましたので、平成20年から平成21年にかけて年金記録問題作業委員会や年金記録問題拡大作業委員会という場が設置され、調査を踏まえた年金記録回復方策の検討が行われました。それにより、年金事務所段階での回復基準を複数設定し、それに基づいて迅速な記録回復を進めるという対応が既に取られております。その検討を行った際に、2つ目の、本日の議題である資格喪失日の遡及訂正事案については、標準報酬月額の遡及訂正事案の在り方について検討した報告書においても、今後の課題ということで記されております。日本年金機構としては、ねんきん特別便やねんきん定期便などの対応を順次行なっておりますが、このたび「調査の趣旨」に記載しておりますように、遡及して資格喪失処理がなされた記録であって、滞納事業所に勤務していた者の記録が不適切に訂正されている可能性が高いので、そのようなものについての調査を行い、それを踏まえ迅速な対応方策の検討を行いました。

1ページの「2. 調査方法」です。今申し上げたように2つの要件がございます。①に記載しているように、資格喪失処理日から3か月以上経過後に処理をしている、あるいは3か月以上経ってから資格取得の取消し処理をしているものを抽出する、ということです。②・③は、事業所がその時期に滞納していたという要件です。①・②・③の要件を全て満たす記録で、総務省年金記録確認第三者委員会の審議事跡があるものを、今回の調査の母集団・対象にしました。

今申し上げた点のうち、なぜ第三者委員会の審議事跡があるものを対象にしたのかということと、3か月以上遡及しているものに限ったということの2点について、資料の2ページ目にその理由を記載しております。米印の1つ目ですが、第三者委員会において調査審議が既に行われたものについては、調査のために年金記録や関係資料、その他の証言・周辺情報・事情などの収集がある程度行われており、それをを用い分析が速やかに行うことができるということで、このようなものを対象としました。逆に申しますと、その他のものにつきましては、年金記録以外については何も情報がございませんので、

そのようなものを対象として分析を始めることになると調査期間が非常に長くなる  
ことが懸念されます。

米印の2つ目は、3か月以上のものに限るという点についての説明です。1か月や2  
か月のものについては、遡及訂正とはいっても正しい手続きを経ている遡及訂正が非常  
にたくさん含まれてしまうので、そのようなものは排除する必要がございます。例えば、  
5月の月末が資格喪失日である場合に届出はどうしても月明け、5日以内に出したとし  
ても6月になります。1か月遡及していることを要件に抽出するとこのようなものも含  
まれてしまい、問題がないものをたくさん拾い上げてしまい膨大な無駄な作業を行うこ  
とになってしまうため、3か月以上遡及しているものに限定しました。

資料3ページ目の冒頭の、滞納事業所であるというデータを用いるということです。  
過去の全ての滞納事業所のデータが保存されているわけではなく、一定の保存の年限が  
ございますので、使える資料に制約がある中での限定的な分析であることを留意点とし  
て記載しております。

3ページの(2)対象事案の抽出方法です。先ほどご説明した要件で抽出したところ、  
1,100件余りございました。この1,100件余りが全て問題となり得る事象なのかという  
と、全くそうではございません。これらの中にもまた大量に適正な遡及訂正が含まれて  
おりますので、一件ごとに、目で見て問題ないものを除去していく作業を行いました。

なぜ問題ないものが大量に含まれるかという点を、米印の4に記載しております。今  
のオンラインシステムの仕様上、例えば過去の標準報酬月額が届出誤りがあり、昔の標  
準報酬月額を正しい額に訂正しようとする場合に、そこまでの全ての記録を一旦削除し、  
変更したい標準報酬月額の変更処理をし、一旦消した記録をまたもう1回入力し直す作  
業を行わなければいけません。そうすると、外形的には資格喪失という記録が随分時間  
が経ってから訂正された形になります。そのようなものが1,100件余りの中には大量に  
含まれてしまうため、このような問題がない遡及訂正を排除しました。その結果、最終  
的に残ったものは109件です。4ページ以下は、その109件について分析したものです。

3ページの一番下は分析方法です。冒頭に申し上げたように、第三者委員会の資料や  
さまざまな情報が活用できるということで、本来であれば私どもで分析を行うことが出  
来るとよいのですが、あっせん文や事案概要をまとめた資料の中にはプライバシー情報  
がたくさん含まれているため、個人情報保護の関係上、無理を申して中央第三者委員会  
事務室に分析を行なっていただきました。補足的に日本年金機構でできる調査につい  
ては、日本年金機構で行い集計しております。以上が調査方法についてのご説明です。

調査分析結果は4ページから5ページにかけてまとめております。調査分析結果のポ  
イントの(1)ですが、分析対象事案は全部で109件ございました。うち、あっせん事  
案が98件で、訂正不要という判断になっているものは11件ございます。

この98件のあっせん事案が大事になりますが、この内訳が(2)です。大きく分け  
て2種類ございます。1つが厚生年金保険法に基づくあっせんを行ったもので、68件

ございます。これは、事業主から一旦は正しい届出があったが、その後、不適正な訂正処理が行われたと第三者委員会が判断したものです。68 件の中身を分析したところ、その後の括弧書きに記載しているように 68 件中 62 件、割合でいうと 91%という大多数が、事業所が全喪してから遡及訂正を行った事案であることが分かりました。つまり、会社が倒産などをして適用事業所ではなくなった後に記録の訂正を行なっているものです。これは、②の厚生年金特例法に基づくあっせんを行ったものと正反対の結果になっております。厚生年金特例法に基づくあっせんは、逆に事業所が現にあるうちに遡及訂正を行ったものが 90%という結果になっております。

②の厚生年金特例法に基づくあっせんは、不適正な遡及訂正であったとは認められないが、事業主が被保険者から保険料を天引きした事実は認められ、しかもその保険料を国に納めたかどうかは明らかではないため、あっせんになっているものです。

厚生年金保険法に基づくあっせん事案の大きな特徴は、大多数が事業所の全喪後の訂正ということです。それがなぜ大きな特徴になるかと申しますと、6 ページの図の下に①として記載しております。冒頭に、標準報酬月額 of 遡及訂正に関して最初にさまざまな検討がなされ対応が取られたと申し上げましたが、その対応の中で事業所が全喪した後に遡及訂正された場合の記録回復基準が平成 20 年に既に作られております。また、②に記載しておりますが、それは標準報酬月額の訂正だけではなく、資格喪失日を全喪後に遡及訂正した場合も記録回復基準の対象になっております。したがって今回は資格喪失日の遡及訂正事案について見ておりますが、厚生年金保険法に基づくあっせんについては、既に年金事業所段階での回復基準が作られて現に動いております。それが「(2) あっせん事案について」の結論です。

このように、不適正な訂正であるものについては、既に回復基準があり記録の回復が成し得るわけですが、実際にその基準を用いて記録回復ができるのかという点を、4 ページの (3) で検証しております。①にございますように、事業所全喪後の遡及訂正のあっせん事案は 62 件です。この 62 件を分析したところ、うち 9 件は申立人が役員である事案でした。申立人が役員である場合には、役員が遡及訂正に関与していたかどうかを役員の状況などを調べて確定した上で、関与していれば記録回復をしないという判断になっていきます。役員自身の関与状況を調べる必要があり、年金事務所段階での記録回復には適さないため、どんな基準を作ったとしても除外せざるを得ません。62 件から 9 件を除き、残り 53 件について年金事務所段階で記録回復基準に照らして、記録回復ができるのかどうかを検証したものがその下です。53 件のうち 12 件は、残念ながらその回復基準では記録回復ができません。理由としては、申立期間全部について資料がそろっておらず、勤務実態が確認できないものが 12 件あったためです。逆に言いますと、残りの 41 件、つまり全体の 77%については年金事務所段階での記録回復が実際に可能であるということが、事案の実態なり集まった資料に照らして言えるという分析結果です。

資料の5ページ目の冒頭です。厚生年金特例法あっせんについても同じように見てみたところ、1件は申立人が役員ということで除外し、残り29件の記録回復可能性を検証したところ、24%の7件は申立期間全部について勤務実態と保険料控除についての資料がそろっていないため対象になりませんが、残りの76%の22件については、包括的意見に基づく記録回復基準を適用することで年金事務所段階での記録回復が可能である、という分析結果です。まとめますと、厚生年金特例法あっせん事案にしても厚生年金保険法のあっせん事案にしても、4分の3以上については年金事務所段階での記録回復が可能である、という分析結果になりました。

5ページの「(4) 事案に関する客観的状況」です。これまで御説明した以外に何か新たな記録回復基準を考えていく際に種になるような状況や特筆すべき傾向が見られるか、色々な観点から調べてみました。グラフで示しておりますが、遡及訂正が行われた時期に偏りがあるかを見てみました。今から14年から17年ぐらい前の平成7年から平成10年に大きな山があり、平成13年から平成16年にもう1つの小さな山があるということで、15年以上前の事案が多いことが分かりました。その他、従業員規模、滞納額や滞納期間といった滞納状況、遡及期間が長い・短いなどという観点から、あっせん事案が固まっている、またはあっせんされない事案が多いなど、何か傾向があるかを色々な観点から見てみましたが、特に顕著な傾向が見つかることができなかったという結果に終わっております。以上が調査分析の結果です。

これを踏まえ、6ページ・7ページに喪失日遡及訂正事案について記録回復を促進するために、どのようなことをすべきかをまとめております。2つございますが、1つは今申し上げたように、既に2つの記録回復基準ができています。全喪後の遡及訂正に関する記録回復基準と包括的意見による記録回復基準があり、その適用の促進を図ることが最も正攻法であり近道であろう、という結論です。具体的には、全喪後の遡及訂正に係る回復基準などを含め、各種の記録回復基準の適用を漏れなく的確に行うよう改めて、指示依頼を発出することが考えられます。本日ご議論いただき、方針としてこの方向でよろしいということでしたら、速やかに指示依頼を出したいと考えております。

資料の7ページは、この事案に該当しそうな方に対して、積極的に「気になる記録確認キャンペーン」などにより記録確認を促進することが重要ではなかろうか、ということことです。先ほど申し上げたような各種記録回復基準により記録回復が可能であることを「気になる記録確認キャンペーン」を通じ周知広報を行なっていく、回復の対象者たるべき人に対して確認を促していきたいと考えております。具体的には、未加入となっている期間があり、本当はその期間は勤務していたはずなのに記録がない、その会社は倒産していたというようなことがある場合には、記録が間違っている可能性があるのでご相談いただきたいという「気になる記録確認キャンペーン」の趣旨が伝わるようなパンフレットにしていくことが考えられます。対応策は以上です。

気になるのは(3)で、同じような事案がもう起こらないのかという点ですが、これ

については大きく分けて2つ対応が取られております。1つは平成21年3月ですが、同様事案の発生防止を徹底するために、60日以上遡っての資格喪失や報酬月額の見直しを会社から申し出る場合には、訂正の届出書だけではなく賃金台帳や出勤簿の写しを必ず添付していただくことで、事実即ち訂正であることをきちんと確認していく措置が取られております。

もう1つは比較的最近の対応ですが、年金記録の自己確認を促進する仕組みを次々と整備しています。ご承知のように、「ねんきん定期便」の送付を平成21年から始めましたし、昨年からは「ねんきんネット」の運用を始めており、ご自分の記録をいつでも確認できるような仕組みができています。今では、仮に被保険者が知らない間に勝手に不適正な遡及訂正を行われたとしても簡単に本人が知り得る状況になっておりますので、同じようなことを繰り返すことに対する抑止効果が働くという同様の事案が極めて起こしづらい環境が整えられており、状況は改善されていると考えております。資料の説明は以上です。

(尾崎年金記録回復室長)

引き続き、1枚紙の資料をご用意しておりますのでご覧ください。「資格喪失日等の遡及訂正事案のうち、不適正な処理への職員の関与を窺わせる記述がある事案(3件)についての調査結果について」資料をまとめております。

資料の内容のご説明の前に、遡及訂正の事案は、今委員の皆様方にもご審議いただいている年金記録問題の一つです。年金記録問題が起きたことについて国民の方々にお詫びし、その反省の上に立ち、しっかりと年金記録問題に対応していくということで今さまざまな作業をしております。遡及訂正事案につきまして日本年金機構から資料のご説明がございましたが、資料の19ページの参考2の第三者委員会による調査分析結果の中で職員の関与に関する記述があったことを踏まえ、厚生労働省が調査し、その結果を踏まえた今後の対応をご報告させていただく1枚資料になります。

資料の21ページから22ページをご覧ください。21ページの下の方の真ん中に供述ということで記載されておりますが、事業主の「社会保険事務所に相談をして、こういうことを言われて判を押した」という供述がございます。22ページの上から2つ目の事案にも、事業主の供述ということで「滞納解消のために社会保険事務所の指導を受け喪失手続きをした」とございます。

このように、職員関与を窺わせるような記述があった3件について職員に確認をしてみるとということで厚生労働省が調査をした結果が、この1枚物の資料です。これまでの遡及訂正事案に関する調査に準じ文書調査という形で、厚生労働省の職員が3事案に関する年金事務所に行き調査し、遡及喪失処理が行われた当時の滞納処分票などの関係書類が保存されているかどうかを確認しました。その上で、滞納処分票などが保存されている場合には、当時の担当者等が事実と異なるような届出を行うことを指示・示唆する

ような記述がないかどうか確認を行いました。

②として3事案に関する当時の担当者や上司に関して当時の状況や職員の関与等について書面調査を実施しました。その結果が「3. 調査結果」ですが、遡及処理日・保存書類・担当者の判明有無・調査対象者について、下に「参考」としてもう少し詳しく記載しております。Aの事案については平成16年の遡及処理当時の滞納処分票が残っており、その記述から当時の担当者とその上司が判明しましたが、既に所在が分からない上司の方もおりましたので、できるだけ探して所在が判明した人に対して調査をしました。Bの事案は滞納処分票と不納欠損決議書等の書類は残っていましたが、遡及処理当時の記述がなく、Cの事案では滞納処分票がなく、確認したところ担当者が不明でした。当時の年金事務所の徴収課には多くの係員がいたと考えられますが、担当者が分からなかったため当時の上司（係長・課長）に調査をしました。Cの事案は当時の係長の所在が分からず確認できませんでしたが、当時の課長には調査ができました。そして調査をした結果、「3. 調査結果」にございます通り、保存されていた滞納処分票や不納欠損決議書などからは職員の関与を確認できるような記述はございませんでした。また、当時の担当者等への調査を行った結果、関与を確認できるようなご回答はございませんでした。

今回、第三者委員会事務室の調査資料において、職員の関与を窺わせるような記述があったことは私どもとしてもそれを受け止めていく必要があります。本当に関与があったかどうかという事実の判明は難しいですが、このような供述があったことを重く受け止め、このようなことがないように、しっかりと今後指導していきたいと考えています。日本年金機構において、職員の会議や幹部会議等を含めて色々会議がございますが、そのような場に直接出向き、事業所に対してこのような指導等を行うことがないように直接、指導・説明・周知していくことが重要だと考えており、年金局としてしっかりと対応していきたいと考えております。以上です。

（磯村委員長）

ありがとうございました。

（日本年金機構柳樂事業企画部長）

1点だけ、配付されている分厚い方の資料に乱丁がございます。8ページから11ページまでの4ページ分については本来18ページの次に置かれるべき資料ですが、ⅡとⅠが逆に配置されています。乱丁ですのでご了承ください。

（磯村委員長）

分かりました。第三者委員会の皆様につきましては、1,100件もの目で見える作業をお願いし、大変ありがとうございました。ご協力にまずはお礼を申し上げたいと思います。



委員の皆様、いかがでしょうか。今のご説明に何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

思い返すと、この話は3年ほど前の舛添大臣のときの積み残しの引き継ぎのような感じでした。一頃、6万9,000件問題とって随分騒がれたものと機を同じくして資格期間の遡及訂正という話があったのですが、作業が大変だったものですから結局今やっとできたということで、このような話になったわけです。皆さん、特段よろしいですか。特にご意見もないようですので、このような方向でお進めいただきたいと思います。当時は随分心配事が多くございましたが、周辺部分で回復基準ができたり「ねんきんネット」ができたりして、結果的にあまり心配がないような環境ができたということでしょうか。再発防止も含めてよろしく申し上げます。ありがとうございました。続けてお願いします。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて、資料3の資格取得時の本人確認の徹底について、日本年金機構厚生年金保険部長からご説明します。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

資料3についてご説明させていただきます。資格取得時の本人確認の厳格化については、本委員会でも今年の3月29日に基礎年金番号の重複付番の解消ということでご審議いただきましたが、その中の解決法として資格取得時に本人確認を強化するという流れできております。3月29日にご審議いただいたことを受け、執行サイドである日本年金機構として運用の中でどのように確認していくのかを検討し、10月1日から実施することを考えているわけですが、その内容についてご説明させていただきたいと思えます。

「1. 概要」です。先ほど申し上げましたように、背景としては基礎年金番号の重複付番防止、また、偽名による健康保険証の搾取を防ぐことも併せて考えております。このような前提により、厚生労働省から8月3日付で通知が出されており、別紙1として資料の後ろに付けております。これは、運用サイドである日本年金機構として本人確認を強化せよ、ということですが、この通知を受けブレイクダウンしていき具体的方策ということでご説明させていただきたいと思えます。

「2. 今後の対応」は、資格取得時の本人確認について以下のような取り組みをするということです。まず1点目は事務処理方法です。①に記載しておりますが、基礎年金番号がない者については何らかの本人確認資料により本人であると確認できない場合は、「健康保険被保険者証の発行は行わない」と考えております。これまでは新規番号を振り出して健康保険被保険者証を出してはりましたが、今後は本人確認ができない方に関しては、健康保険被保険者証は出さない方向で事務処理を行なっていきます。繰り

返しになりますが、基礎年金番号がない方については、雇用者において本人確認資料によって確認してください、とお願いしております。

②は①とも軌を一にしますが、そのようにして出てきた方の被扶養者の方についても、併せて本人確認をお願いしたいということです。

2ページ目です。事業所指導は、このような資料を踏まえ本人確認を行なっていただきたいということを、新規適用時や事業所調査時に指導していきたいということです。

先ほど申し上げた本人確認書類の内容を(2)に記載しております。①は1種類で可、②は2種類以上の合わせることで可ということです。こちらの内容については、現在、日本年金機構の年金事務所の窓口に来られた方の本人確認の資料に概ね準拠しております。更に申し上げますと、金融機関では本人確認法に基づく本人確認を行なっておりますが、そちらともだいたい同じ内容になっております。また、この内容はホームページにも掲載しております。

「(3) 周知・広報」です。今までは基礎年金番号がない方にも新規付番を振り出ししておりましたが今後は振り出さない方向になっておりますので、そのような方針で行なっていることを周知することが今回の施策については一番重要と考えております。その周知・広報としては今色々を行なっております。大きく4点ございます。1点目は、ホームページへの掲載です。8月20日付でこちらのホームページに掲載しております。2点目は、雇用主である事業主の方に送付する納入告知書へのちらしの同封です。8月から10月まで3か月連続で封入しております。参考として、別紙2として最新の10月号を付けております。3点目は、商工会・ハローワーク等へのちらしの設置です。8月24日付で各年金事務所に、地元の商工会・ハローワークに接触せよと指示しております。併せて、日本年金機構本部としても商工会の本部をお願いに伺っております。4点目は、社会保険労務士会の方にも協力を依頼するというので、社会保険労務士会に8月20日にこういう方針になりますのでよろしく申し上げます、と連絡しております。

「3. 実施時期」ですが、この取り扱いは平成24年10月1日の受付分から行なっていくと考えております。

別紙1をご覧ください。これは8月3日付で年金局から出された通知です。別紙2は、納入告知書に同封する10月分のちらしです。お手元のものは白黒ですが、実際のはカラーです。一番下の「平成24年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。」という部分は、赤字で記載して注意喚起をしております。

8ページに、今後どういった事務フローでやるのか簡単にまとめたものを付けております。先ほど申し上げたように、基礎年金番号が付いていない、更には基礎年金番号が付いておらず本人確認もできない者については保険証を出しません。上から3通りございますが、全ての人に基礎年金番号が付いていれば、これまで通り発行します。一部付いていない場合は一部付いていないものを返戻して、付いている人については保険証を出します。全部付いてなければ全部返すというごく当たり前のことですが、そのような

事務フローになっております。

最後は、資格取得時の本人確認厳格化に向けたタイムテーブルです。一番上の「事前準備」ですが、平成 24 年 6 月と 8 月に 1 次照会・2 次照会と記載しております。これは、ただ単に「これをやりますよ」と言ったのでは現場が回らないということで、事務処理マニュアルを作り、それをブロックに対して 1 次照会し、その意見を踏まえて 2 次照会をするということで現在マニュアルを作っており、間もなく完成の運びとなる予定です。更にはその過程で出てきた色々な質問のうち、よく聞かれるものについては Q & A として各ブロック、更には社会保険労務士会やホームページにも掲載し、中身について啓蒙活動を行なっていきたいと思っております。

その下の「周知活動」です。先ほど申しましたが、社会保険労務士会の方への周知、商工会・ハローワーク等へのちらし設置依頼、納入告知書への封入、その他ホームページということで行なっております。このような形で 10 月 1 日から本人確認の厳格化ということで行なっていくと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件について何かご意見はございますか。どうぞ。

(三木委員)

この件は 2 つ目的があると思っております。1 つが重複付番と、もう 1 つは偽名で出すことがあってはいけない、ということです。本人確認のいくつかの証明書を出すことで、偽名はまずあり得ないということは担保できると思っておりますが、重複付番については可能性として、前職は何をしていたかなどを言いたくないなど色々な理由により、どうしても働いていた経験がないと言い張る人は当然います。そのような人が持ってくる住民票に今の住所が載っていたらいいのですが、もしこの中に今の住所が住民基本台帳に載っていないもので通った場合は、名前と生年月日は合っていて、住所はもしかしたら前の住所など正しいか正しくないかも分からない住所が載っているもので登録されることがあれば、それは過去との関係や将来との関係で重複付番になる可能性はあるのではないかと思います。そういうことを避ける観点からすると、少なくとも今の 6 か月など、転職するときには転居する可能性も高いと思うので、直近の住民基本台帳の住所を確認しておけば重複付番になる可能性は、本人の申告の部分があるのであり得ないとは言いきれませんが、必要なのではないかと思います。どうやったら可能性がミニマムにできるかということで、今どう考えておられるのかを教えてくださいたいと思っております。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

ご指摘のようなことは当然あるかと思っておりますが、現在色々想定していること、あるいは想定していないことも含め、色々出てくるかと思っております。これは運用サイドで行な

っておりますが、10月1日以降、各ブロックで出てきた事例のようなものを集積し、時期に応じた改正を図っていくことで対応していきたいと思っております。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(廣瀬委員)

資料の2ページの本人確認に有効な証明書の種類です。検討会の際に気が付かなかったのですが、国民健康保険の被保険者証がこの中に入っていないようです。初めて年金や健康保険に入る場合に、国民健康保険の被保険者証を持っている場合が結構ございます。私はかなりこれを有効活用していますが、この中にそれを入れなかったのは何か理由がございますか。補足すると、国民健康保険の被保険者証は偽名ということはなかなかございません。住民票から引っ張り出しているのが非常に正確です。扶養家族も一緒に載っている場合があるので非常に有効なのですが、いかがでしょうか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

事業主ではなく市町村から来るものですか。

(廣瀬委員)

そうです。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

その場合は問題ないと思っております。

(廣瀬委員)

ここに入っていないから。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

入っていないのはなぜかと申しますと、それは市町村から来るものなので本人確認は終わっていることを前提に。

(廣瀬委員)

だから、「基礎年金番号不明の場合に証明書を付ける」となっています。この証明書の中に国民健康保険の。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

国民健康保険は、ご本人が被用者となり被用者保険に加入した段階で返すはずではないですか。

(廣瀬委員)

初めて入る人は、勤めていないので国民健康保険である可能性が高いわけです。だから、国民健康保険の保険証を持っている場合があります。それは住民票から作られているので、偽名はなかなかありません。そのコピーが非常に有効なのに証明書のリストに載っていませんが、これはあってもいいのではないかというのが私の意見です。いかがでしょうか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

国民健康保険から切り替わった時点で返戻なさっているのです、原本は手元に残っていませんよね。例えば、就職をなさって国民健康保険からこちらの健康保険に切り替わったときにそれを一旦返していますよね。

(廣瀬委員)

その時点では取得前ですからまだ持っています。これは取得前の話です。取得するに際して持ってきてくださいという証明だから、その時点では国民健康保険で持っているはずですが、だから、これは当然入れていいのではないかと思っているのですが、どうでしょうか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

こちらに出ているのは典型的なもので基本的にはこれで行なっていきたいのですが、ご指摘も踏まえ現場意見を伺いつつ検討していきたいと考えます。

(廣瀬委員)

ぜひ検討してください。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

三木委員からのご指摘について述べさせていただきます。先ほど三木委員からお話ありがとうございましたのは、偽名ではないにしても以前の会社の番号があり、もう1回払い出されてしまうのではないかと、ということでしたが、仮に払い出されたとしても本部で名前と生年月日と性別の3項目が一致するか必ずチェックしますし、一致した人については重複整理ということでご本人に照会がいきます。マイナンバーが導入されればもっと確実ですが、導入されるまでの間も重複分は完全に防止できると考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。それでは今の廣瀬委員のご指摘について、なるほど、入れた方がいいということであれば、また何かのときに委員の皆さんにご指摘の通り入れたということをご連絡いただけませんか。だめな場合はだめな理由をおっしゃっていただくということでもよろしいですか。それではよろしくお願いします。

他にいかがですか。どうぞ。

(稲毛委員)

今日はマスコミの方もいらっしゃるようなので、重複付番の観点から逆に 20 歳を超えているけれども基礎年金番号を現時点で持たれていないケースは、具体的にはどのようなケースが想定されるかということも、もし分かりましたらご提示いただくと記者の方が書きやすいかと思います。考えたのは、例えば 20 歳時点で海外にいました、それで 20 歳以降に帰ってきました、そこで改めて住民票を取った場合には 20 歳の強制付番の対象になっていないので、その方の場合は新規付番になる、ということです。それぐらいしか思い付かないのですが、何か他にあれば具体例を挙げていただければと思います。

健康保険の被保険者証を発行しないという厳密な処理を行うわけですが、日本年金機構の考えることではないと思いますが、例えば協会けんぽで資格取得証明書を資格取得手続き中であれば発行していただけます。保険証はないが何月何日からこの人は健康保険の被保険者である、というのですが、そここのところの兼ね合いがどうなっているのか、お分かりになる範囲でお願いします。もし現時点で分からなければ、その辺りの説明もきちんと現場でできるようにしていただければと思います。一応、私は社会保険労務士なのですが、事業主発行の資格証明を社会保険労務士の業務の中で行っています。その証明の取扱いについては病院側に任せるという取扱いですので、病院によっては資格取得証明書を持っていても 10 割負担になってしまうことがあります。

廣瀬委員のご意見は正にそうだと思います。多分理事はお気づきだと思いますが、(国民健康保険の) 資格喪失届の手続きをするには少なくとも入社日以降であるから、国民健康保険被保険者証が手元にあるけれども、そのときには単に保険証を返戻していただいただけで、資格が有効的でない被保険者証である、という観点がもしかしたら引っ掛かるかもしれません。ただ、そうは言っても会社さんによっては住民票を取るのにお金が掛かるので、今ある証明書や免許証がないなら国民健康保険の写しをいただいている場合があるので、その写しの取扱いということになるのではないかと思います。その辺りの書き振りが難しいかと思いますが、その辺の整理からするとやりやすいかと思います。以上です。

(磯村委員長)

もし今のご質問がお分かりでしたら。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

まず 20 歳の段階で基本的に皆さん基礎年金番号を付番しています。付番されない人の例として挙げられるものは、稲毛委員がおっしゃったその当時留学している、あるいは外国人の方で初めて日本に来られたという方々が想定されます。ただ、これらは例外的なものであると思っております。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

証明書の件については、ご指摘のような整理が必要だと思います。現在マニュアルを作っており、今回のご指摘も踏まえ詰めていきたいと考えております。

添付書類のお話もございましたが、基本的には添付書類を出していただくということではなく、事業主の方にご確認していただくことになっております。従いまして、「基礎年金番号無し」と出てきた場合には「確認してください」と照会をお送りするわけですが、その際には本文にも記載しておりますように事業所調査の際に、何をもって確認されたかということをお伺いしますので、できるだけ確認した書類の写しを取っておいってください、というようにお願いする形で考えております。以上です。

(磯村委員長)

資格取得証明書の取扱いも廣瀬委員のご質問の国民健康保険の保険証の取扱いと併せて、どうするのかお決めになりましたら委員の皆さんに一言ご連絡をよろしく願います。そのようなことでよろしいですか。どうぞ。

(岩瀬委員)

基本的なことをお尋ねしたいのですが、資格取得の本人確認は事業主にご確認していただくわけですね。漏れが出る可能性もあるとは思いますが、それはしょうがないとお考えなのか、漏れが出た場合の対策は何か考えていらっしゃいますか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

漏れというのは事業主サイドの漏れという理解でよろしいでしょうか。

(岩瀬委員)

そうです。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

例えば、「基礎年金番号無し」と出てきた場合は、事業主の方に本人確認をしてくだ

さい、というご連絡をお送りしますがその際には、事業所調査に伺った際に何でご確認いただいたかをお伺いする場合がございますから写しを取っておいてください、という文面のものをお送りすることを想定しております。従いまして、ご確認いただいた書類についてコピーを取っていただくこととなりますが、全くそれがなくなると、何を ご確認なさったのですか、と調査の際にお尋ねする形になろうかと思えます。

(岩瀬委員)

ということは、事業所調査でフォローしていくので、仮に漏れが出てもその段階でチェックが利くということですか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

そのような想定で行なっております。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。どうぞ。

(稲毛委員)

事業所調査という言葉が出てきますが、どこかで返戻をしたときに、本人確認をしましたという回答書と年金手帳再交付申請書を付けて戻していただくとありますが、この回答書はどのような位置付けになりますか。回答書に「何で確認しましたから本人です」というものを記載していただき、「確認した書類はこれこれです」と記載するという漠然とした理解でいたのですが、この回答書は何を指していますか。資料の8ページの「回答書、再交付申請書」。この回答書は「本人確認ができなかった」という回答書のことですか。資料の8ページの一番下の事業主欄の「届出」の四角の隣「本人確認証明書により、本人確認」「回答書、再交付申請書を添えて資格取得届を再提出」の「回答書」とは何ぞや、ということです。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

「回答書」とは、「何の証明書で確認しました」ということを記載して返していただくものです。

(稲毛委員)

そうですね。だから、事業所調査まで待たなくてもそこで記載していただくからということをおかかないと混乱します。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)



回答書は様式がございますが、実際に本当に確認したかどうかを事業所調査で担保するということです。

(稲毛委員)

なるほど。分かりました。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にはございませんか。

それでは私から感想を申し上げます。従来、この年金記録問題がなぜ発生したのかということに関して、随分色々な方が色々なことをおっしゃっていられる中に共通して、届出があったら旧社会保険庁は黙ってそれを鵜呑みにして処理していたことが間違いの原因であった、という記述が非常に多いように私は見受けました。しかし、それに比べて資格取得届受付時の本人確認の厳格化というのは、「黙って出されたものは受け取る」という、従来の悪しき伝統をこの際かなぐり捨てるとする決意の表れであると感じたのですが、そのように受け止めてよろしいですか。

(日本年金機構岡村厚生年金保険部長)

そのような決意の表れである、とご理解いただければと思います。

(磯村委員長)

ということだそうです。ありがとうございます。続いて次に移ってもよろしいですか。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて、資料4の「気になる年金記録の確認キャンペーン」モデル事業の状況について、伊原記録問題対策部長よりご報告いただきます。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

資料4でご説明させていただきます。7月の終わりに「中間総括」という形で、今までの年金記録問題の対応や今後の取り組みの方針についてご説明させていただきました。その中で、未統合記録なども多数残っておりますので、来年の1月を目途に「気になる年金記録の確認キャンペーン」を行なっていきたい、とご説明しております。その準備として、一度現場で試行してみようということで6月から7月にかけてモデル事業を行いました。その結果をご説明させていただきます。

まず、1ページ目の(2)にございますが、モデル事業を2つ行いました。1つは年金事務所におけるモデル事業です。札幌西・甲府・多治見・山口・高松西の全国5か所

の年金事務所において受給者・被保険者を無作為で5,000名選び、その方々に「ねんきんネット」のご案内と併せて、資料には付けておりませんがA3の「持ち主を探しています」という内容のチェックシート、自分の年金記録を確認するためのチェックシートをお送りし、ご自身の年金記録に漏れや誤りの心当たりがある方については、ぜひ年金事務所にメモを書いて持ってきてください、という勧奨を行いました。5か所の年金事務所でそれぞれ5,000人へお送りしているため、合計2万5,000人を対象に行いました。

もう一つは、市区町村における年金記録発見支援モデル事業です。これは、全国8つの市・町と北海道の福祉事務所1か所の合計9か所で、特に福祉の窓口を経済的なご相談に来られた方を対象に、モデル事業を行いました。その下にございますように、市役所と都道府県の福祉事務所は、生活保護の窓口で生活保護のご相談や申請をしたいという方を対象に、ご本人の「ねんきんネット」の記録をその場で打ち出し、ご本人の過去の記憶を福祉の窓口のケースワーカーがお話を伺いながら漏れているものがないかどうかを確認しました。その中で漏れているものがあると思われる場合には、記録照会申出書を作って年金事務所にお送りいただき、年金事務所で記録の確認をしました。

また、町役場の場合は、生活保護の窓口がございませんので、国民年金担当窓口に来られたお客様に対してチェックシートを配布し、希望された方に「ねんきんネット」を使ってご本人の記録をお渡しし、そこで漏れているものがないかどうかをご確認いただきました。

2ページは、年金事務所でのモデル事業の結果です。約2万5,000人にお送りしたわけですが、そのうち年金事務所に来所された方は32人でした。その32人の中で記録照会の申出に至った方が9人です。さらに、その9人の中で記録統合を行った方は5人でした。残りの4人も記録照会の申出をいただきましたが、申し出ていただいた記録は見つかりませんでした。記録統合がなされた方5人は全員受給者でしたが、4人は年金額が増え、1人は年金額が変わらなかったという結果でした。

その下の参考1をご覧ください。実際に年金事務所へ足を運ばれた方の多くは60代・70代という受給者世代の方が多く、若い世代の方は意外に反応率が低いという状況でした。

3ページの参考2は、記録が見つかった5人の方の判明内容を具体的に記述しております。5人のうち4人が女性で、4人とも旧姓の記録が見つかりました。男性の記録は生年月日が10日違っておりました。年金額は1・2・4・5番の方は増加しましたが、3番の方が見つかった記録は脱退手当金が受給されていたので年金額は変わりませんでした。

もう一つの福祉の窓口で行った市町村の年金記録発見支援モデル事業は、福祉の窓口や町の窓口で、全部で70人の方の「ねんきんネット」の記録を打ち出し、ご本人の記憶と対照して漏れがないかどうかをサポートしました。窓口に来られた方を対象にしておりますので漏れがない人も結構いらっしゃいましたが、窓口にいらっしゃった70人

のうち、漏れ誤りがあるだろうとご本人の記憶から見つかり記録照会の申出まで至った方が18人、さらに申し出ていただいた内容を年金事務所で調べてみたところ、記録統合された方は9人です。また、記録統合までは至りませんでした。請求漏れなどが発見された方が2人でした。両方合わせると70人に対して15.8%と比較的高い確率で見つかりかけております。

具体的な判明内容は4ページです。全部で11人の方に何らかの形で記録や請求漏れが見つかりましたが、実際に記録が見つかり年金に結び付いた方や年金額が増えた方は1番と2番の方でした。1番の方は無年金でしたが、厚生年金と船員保険の記録が見つかり受給権が発生しました。2番の方は既に受給権はございましたが、未請求の状態であり、かつ61か月分の記録が見つかったので年金額が増えました。3番の方は、既に487月の納付月数があり当然年金の請求ができる状態だったのですが未請求でしたので、その場で受給権があり年金が出る、ということが判明しました。4番と6番は25年の受給要件を満たしていないのですが、今年から始まる後納制度を使い、過去の未納分の保険料を納めていただくと受給権が発生するというケースですので、後納制度のご利用を想定し制度のご案内を行っております。5・7・8番の方については後納の対象になりませんでした。今は25年の受給資格要件ですが、先頃成立した年金法の改正により、平成27年からは10年間の資格期間があれば年金が受給できるように変わる予定です。そうすると5・7・8番の方については受給要件である120月を超えますので、平成27年になれば年金制度が変わり受給できるということをご案内しております。9・10・11番の方については、記録が見つかり記録統合を行いました。納付月数が短く支給の対象にはならないという結果でした。

以上のモデル事業を行った結果、記録が見つかることが確認できましたし、5ページと6ページのとおり、自治体や年金事務所の感想も整理できましたので、この感想やご意見などを踏まえもう少し事業の中身を精査し、具体的には来年2月になると思いますが「気になる年金記録の確認キャンペーン」を実施していきたいと考えております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。本件について何かご意見はございますか。どうぞ。

(三木委員)

この事業は2つのお話があります。窓口での支援は効率的で、本当に困った人を助けられるので素晴らしいと思いますが、その一方でレターをお送りするパターンのときの反応率が0.13%に対して、更にそこからの歩留まりがあり32分の4という結果ですから、年金額が増えるまでに至る率は極めて低い状況だと思います。この事業自体は、これまで非常に長く行ってきた年金記録の回復の活動の、いわば最後の仕上げに当たる

ような活動だと思います。今まで日本年金機構が持っていたありとあらゆるデータが、ネット上に全部上がり何も無い状況です。例えば、ポケットの内側の小銭も全部払い出し、あとはお客様の記憶を使い突合していく以外には何もデータとして隠しているものはない、という状況になっているという認識です。そういう意味では事業の意味ということ、たまたま「ねんきんネット」のご案内とチェックシートで行なってくださいということではなく、総仕上げで悉皆的に行うような活動ですということ、送付するレター類にもっとはっきり記載すべきだと思います。また、この活動自体の意義付けは、政府の広報などの予算が付くかどうかは分かりませんが、きちんとこういう活動に仕上げていくということで認識して行なっていただくことが、最終的には年金記録問題の片が付いた、これで何も怪しいことはない、という納得感を作るためにも非常に大事ではないかと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

ご指摘のように、2ページの年金事務所でのモデル事業については、反応率が低かったです。これについては2つ要因が考えられます。1つは自分の記録について納得されている方が増えてきている可能性があることです。他方で、封書でお送りした資料が「ねんきんネット」のご案内と「気になる年金記録の確認キャンペーン」の内容がそれぞれ独立した形で送られ、申出への訴求力が弱かったのではないかとすることは、ご指摘の通りではないかと思います。もう一度、今回の結果を踏まえ、これらの事業が「気になる年金記録の確認キャンペーン」の一環として行われるという辺りを意識し、送付物などの見直しをして参りたいと思いますし、どれだけ予算が取れるかは分かりませんが、それ以外の政府広報や関係団体を通じたPRについても、先ほどお話しにもございましたように、出来るだけ一つの仕上げとしてご理解いただけるような展開をしていきたいと思っております。

(磯村委員長)

よろしいですか。

(三木委員)

思い出していただきたいのは、年金記録問題は国家プロジェクトだと過去ずっと言われ続けていることです。その総仕上げということで、国家的な規模で「気になる年金記録の確認キャンペーン」を行なっていただきたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(梅村委員)

お願いになりますが、このデータの中には出てきていませんが、直前に亡くなられたような方もおられたと思います。そのような方は対象から外されたと思いますが、そのような方の場合に奥さんがしっかり覚えているのもいいのですが、結婚前の期間に黄色便が来たというものについて、どの辺までこちらが知っているかという話になるとあまり自信がないのですが、年金事務所へそのことを言ってもいいのだろうかというようなご相談がございました。「ぜひ行ってください」という言い方をしましたが、そういった面でのPRというか念押しというようなものを、今後行われる場合の中へ入れておいていただきたいと思います。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

今のご質問は黄色便のお話だと思いますが、黄色便だけではなくご遺族の方の記録回復の方法です。当然、我々としてはご遺族であっても未支給年金の対象になるような方も申出ていただければ対応しますので、その辺りをどのようにお伝えしたら良いか工夫をしなければいけないと考えております。

(磯村委員長)

よろしいですか。どうぞ。

(斎藤委員)

今回は市区町村にご協力を仰ぎ、事業主に対してももっとご協力してほしいということをお願いなさるといことで、今まで日本年金機構だけで行なっていたことを他にもご協力を仰ぐという姿勢は大変良いことだと思っております。使えるものは何でも使えと言ってしまうと乱暴ですが、先ほど三木委員がおっしゃられたように、本当に国家プロジェクトですので、あらゆる方にご協力を仰ぐことはやって然るべきだろうと思っております。その一方で、その方たちにご協力を仰いだ以上、日本年金機構の責任は更に重くなったわけで、それによって出てきた記録をしっかりと管理していただきたいということをおっしゃる方が多いのですが、お願いしておきたいと思っております。

(磯村委員長)

今の件についてはどうですか。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

当然、我々は記録回復をするに当たり、自分たちの力だけではとても対応できず、ねんきん特別便のフォローアップ調査を市町村の介護保険や国民健康保険のデータを市町村からいただいて、あるいは市町村から直接ご本人にアプローチしていただき、未統合記録がある場合に探していただくというご協力をいただきました。その際にも感じたことですが、我々として当然ご協力をいただいたら、その結果どのような形で見つかったということをご報告し、「こういう形でお世話になりました、あなたのところでは何人ぐらい見つかりました」という形でご返事していくなど、ご協力いただいた方に対する説明をきちんと行なっていかなければいけないと思っております。今後、当然我々として、見つけていただいたものを間違いがないように管理していくとともに、ご協力していただける方に対しても、きちんと行なっていただけるようにきめ細かな心遣いをしていきたいと思っております。

(磯村委員長)

他にはよろしいですか。

私から年寄りを代弁する形で一つ問題提起をしたいのですが、このモデル事業などを受け、この次の機会にはどういう攻め方をしたらいいかをお出しいただけるということなので、その前段階にお願いをしておきたいと思えます。

ここに、80歳近くになる梅村委員と私の2人がおりますが、とにかくこの年になりますと本当に申し訳ないと思うのですが、来た手紙は見ない、よほどギラギラ書いていないと見ないし、ちらしも見ないし、テレビもよほど面白そうなものでないと見ない。ものぐさというか怠け癖がもろに出てきておまして、そのようなことが資料の6ページの年金事務所での課題と感じた点、下の箱の真ん中の「年齢の高い者はインターネット環境が十分に整っておらず」や、一番下の行の「年齢の高い者からは『ねんきんネット』に手を出しづらい面がある」や、「その子の世代に『ねんきんネット』を熟知していただくように」などと記載しています。一方、今度出ました『高齢社会白書』などを拝見すると、そうは言いながら結構年寄りが色々な趣味の会に行ったり、あちこちに出かけたり元気にやっている人も多いのです。そのようなことには元気なのに年金の記録のことになると間違っても平気な顔をしているという極めて恵まれた状況にある人も多いのではないかと思いますので、『高齢社会白書』などのデータも参考にしながら生臭な年寄りをどう攻めるか、この辺をぜひこの次の機会に具体策をお出しいただきますようによろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

できるだけ努力したいと思います。今のところ我々もまだアイデアがないので、ぜひ検討会にアイデアをお出ししてそこで、こんなことができないか、あんなことができないか、具体的にできそうなことを詰めさせていただきたいと思えます。

(磯村委員長)

梅村先生、よろしくお願ひします。

(梅村委員)

今、磯村委員長がおっしゃった通りですが、だからと言って我々がパソコンと縁がないかと言えば、きちんと縁は持っています。だから、今おっしゃったように色々な知恵を出し合えば、また目を引くものが出てくるのではないか。テレビも色々なチャンネルが増えてきていますので、1つのチャンネルではなく、それぞれにCSはCSなりに使い道もあると思いますので、お金が掛かる分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

(磯村委員長)

どうぞ。

(三木委員)

そういう意味では予算の問題になるのかと思いますが、「ねんきんネット」は当然ネットにあるものなので、レターをお送りするタイミングで、こういう人にレターをお送りしているからすぐログインしてください、という広告をWEBに上げるべきだろうとは思いますが。これをやらないで「気になる年金記録の確認キャンペーン」でレターをお送りすることはバランスを欠いています。レターをお送りすれば、はがきであったとしても1通当たり100円は掛かります。それを全体で見れば、それなりに予算を取っています。ネットに広告を出すといてもめちやくちや掛かるわけでもありません。きちんと投資をしない結果、リターンが出てこない。例えば、車は造るが全然広告せず誰も知らないから売れない、というような話なので、それはきちんと普通の考え方に基づいて予算を取ってやらないと非常にまずいのではないかと思います。

(磯村委員長)

ありがとうございました。ついでにもう1つだけ申し上げますと、実は私、今役員をしている別の会社では40代の社員がほとんどなものですから、「親御さんの、お父さんやお母さんの年金記録のことを聞いたことはあるか」と聞いてみました。そうしたら「いや、聞いたことがない」と。実は、子どもは親の履歴をほとんど知りません。知っている人の方が珍しいと思います。40代の社員に「親の履歴を知っているか」「いや、もちろん知りません」「なぜ年金の記録のことを親御さんに大丈夫かと聞かないのだ」と聞きましたら、「そんなことを聞いたらうちの親は『余計なことをするな』とか『俺の遺産を今から当てにするのか』などと言われるのではないかと思います。自分たち、40代

の息子は聞かないのだ」と言っています。そこを本当は子どもから「お父さんやお母さんの年金は大丈夫かね。俺がパソコンで調べてあげるよ」と言いやすいような環境づくりをぜひやっておく必要があるのではないか。そのためには、「年寄りの年金記録の間違いの可能性が非常に高いので、その息子や娘がもっと積極的に親の年金記録を調べるお手伝いをしてあげましょう」という呼び掛けを日本年金機構がしてくださると、40代の息子や娘も「こんな広告が出ているから、お父さんやお母さんはどう？」と水を向けやすいのです。そのようなことがないと「余計なことをするな」や「俺の年金をおまえらは当てにしているのか」と逆恨みされそうだという懸念があるようです。この辺もぜひお調べいただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他に何かございませぬか。またございませぬら検討会でもやりませぬか。よろしいですか。では、次の議事へ移ります。

(尾崎年金記録回復室長)

続いて資料5です。定例のご報告ですが、紙コンの突合せの状況について引き続き伊原部長からご説明をよろしくお願ひします。

(日本年金機構伊原記録問題対策部長)

7月末段階での紙コン事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

資料の裏面に棒グラフで示しておりますので、そちらをご覧ください。7月末の段階で、受託事業者段階で記録確認が終わった方は約4,271万人という数字になっており、順調に伸びております。職員が最終的な審査をして通知をお送りした人数が60万783件で60万人を超えております。前回ご説明しましたが、3月末から5月末にかけて伸びが落ちていました。4月に事務センターで新たに通知をお送りする体制を強化したのですが、最初は新しいスタッフばかりなので4月・5月は低迷しておりました。しかし、徐々に作業のスピードが上がり、6月・7月ではグラフの傾きが今まで以上に上がってきております。これが全体の状況です。

1ページ目の表は、この状況を数字でお示したものです。「審査結果」ですが、審査を開始したものが約4,646万人、審査が終了したもので職員確認まで終わっているものが約3,600万人、受託事業者段階まで終わっているものが約4,271万人です。一致・不一致件数は表の通りですが、そのうち実際に年金記録が回復されると判断された方が、年金回復見込額の真ん中の欄の63万5,445人で、回復見込額は年額ベースでは84億円の水準です。増額となった方の1人当たりの平均が、年額では1万3,200円です。5月のときの平均が1万2,400円でしたので、800円ぐらい増えております。増えている理由は、今までどちらかという作業が遅れていた、新しい記録が見つかった「記録判明」というケースについて、職員側の審査が進み1人当たりの金額が上がっているためです。ご本人へお送りした数は、先ほど申し上げました63万5,445人中60万783件です。こ



のうちご本人からご回答があったものは49万110件で、回答率は82%です。以前にも申し上げましたが、サンプル調査での返答率は75%でしたが、当初の書式よりも色々工夫し直してきていることもあり、実際のところ返答率は上がってきており、少し反応率が良くなってきたと思っております。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何かご意見やご質問はございますか。よろしいですか。

これで一応予定の議事は終了しました。ありがとうございました。次回の年金記録回復委員会はまだ日程が確定しておりません。事務局で日程を調整中ですので、固まり次第改めて委員の皆様にご連絡したいと思います。それまでの間、場合によっては粗ごなしの実務検討会を1～2回執り行わせていただくかもしれませんので、これも含めて改めて日程のご連絡をしたいと思います。他に特にございませんようでしたらこれでお開きにしたいと思います。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

(了)